

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円を支給します。

■ 対象

① 世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯

※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く

② ①のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯（家計急変世帯）。

■ 支給額

1世帯当たり10万円

■ 給付金時期

市区町村ごとに準備が整い次第、速やかに給付。

■ 実施主体

市町村（特別区を含む）

● 給付金の具体的な手続きは[内閣府ホームページ](#)をご確認ください。

● お問合せについては、

コールセンターを設置しています。

0120-526-145

受付時間：午前9時から午後8時（土日祝を含む、12/29～1/3休）

